

議 第 四 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十八年三月十四日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 渡 辺 博

仙台市議会議長

岡 部 恒 司 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中4を削り、5を4とし、6を削り、7を5とし、同項第二号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 消防局の所管に関する事項

第二条第二項第四号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 文化観光局の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

理 由

常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。